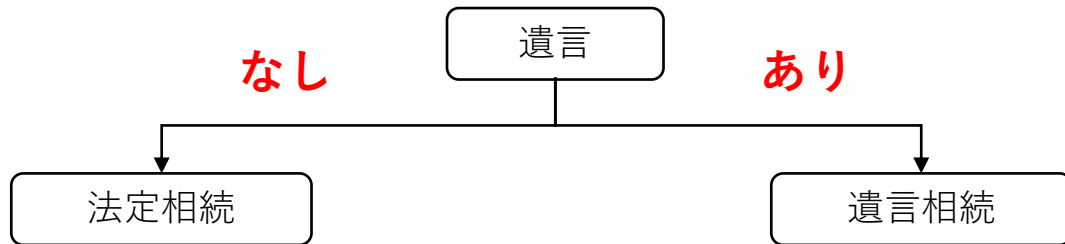
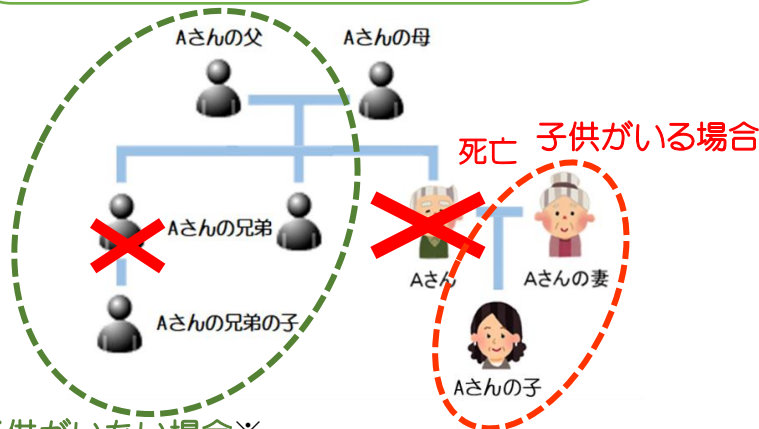


相続の仕方は、「遺言」があるかないかで大きく異なります。



法定相続人全員で話し合いを行い、どのように相続財産を分けるか、全員で合意しなければなりません。（遺産分割協議） 協議がまとまらない場合は、裁判所による調停、審判や裁判で解決することになります。この場合、解決までに長い時間がかかります。

遺言書に従って相続が行われます。「自筆証書遺言」は、費用もかからず、手軽にご自身で作成することができます。ただし、書式や内容に問題がある場合は遺言が無効になったり、紛失、偽造・変造、隠匿の危険性があったり、家庭裁判所の検認手続きに時間がかかります。



「公正証書遺言」の作成をお勧めします。

子供がいない場合※

※この場合は、遺産分割協議が更に複雑化する可能性があります

## 相続でもめないためには「遺言」！



ポイント

「公正証書遺言」は、費用がかかるというデメリットがあります。しかし、遺言が無効になる危険性が無い、紛失や偽造等の心配がない、また家庭裁判所の検認の手続きが不要なので速やかに相続手続きを進めることができる等のメリットがあります。

当協会では、専門家がご本人のご要望を伺いながら、ご本人が望まれる遺言書原案の作成をお手伝いしております。遺言書の作成方法やその他に聞いてみたいことがございましたら、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

専門家が  
アドバイス  
いたします

お問い合わせは  
フリーダイヤル



0120-224-555